

裁 決 書

審査申立人 (略)

審査申立人から令和8年3月31日付けで提起された同年2月8日執行の大阪市長選挙（以下「本件選挙」という。）の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、大阪府選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てを棄却する。

本件申立ての要旨

審査申立人は、本件選挙の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第202条第1項の規定により、大阪市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、市委委員会は、令和8年3月10日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対し審査申立人は公選法第202条第2項の規定により、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

その理由の内容を要約すると、次のとおりである。

本件選挙は、第51回衆議院議員総選挙（以下、「衆院選」という。）と同日に実施されたいわゆる同日選挙だが、公選法に事務を同一としない市長選挙と衆議院選挙の同日選挙の規定は無く、法律に同日選挙の規定が無い事が違法性を示す証拠である。

公選法第34条第1項が選挙事由の発生から選挙の実施までの期間の決定に裁量権を認めているのは、その時の個別な状況に適切に対応すべき事を期待されているものであり、特段の事情なしに短い期間を設定して、被選挙権者の立候補の機会を損失させる事までを認めたものではない。また、市委委員会の議事録には、被選挙権者の立候補侵害を検討した痕跡が無く、立候補者が確定する前に「同日にした方が経済的である」とした判断は、現職の市長が再選した場合のみを想定しており、現職の市長でない候補者が当選した場合は任期が4年となり、統一地方選挙と同時とならない為、結果として経済的な損失が発生する事が考慮されていない。市長の辞職が個人の都合による事にかんがみれば、立候補者の権利に配慮して最長の50日とする事が妥当である。

裁 決 の 理 由

審査申立人は本件選挙の無効を主張しているところ、およそ選挙が無効とされるのは、公選法第 205 条第 1 項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指す」（最高裁判所第一小法廷昭和 27 年 12 月 4 日判決）とされ、また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所第二小法廷昭和 29 年 9 月 24 日判決）とされている。

そこで、当委員会は、本件選挙が無効とされる場合に当たるのか検討する。

審査申立人は、本件選挙の期日を令和 8 年 2 月 8 日に定めたことに違法がある旨主張する。

公選法第 114 条の規定により、市町村の選挙管理委員会は、地方公共団体の議会の議長から地方公共団体の長の退職の申立てがあつたことにつき、同法第 111 条第 1 項第 4 号の規定による通知を受けた場合は、選挙の期日を告示し、選挙を行わせなければならない。また公選法第 34 条第 1 項の規定により、市町村の選挙管理委員会は、市町村の長の同法第 114 条の規定による選挙を、これを行うべき事由が生じた日から 50 日以内に行うこととされている。このとき、当該期間内において選挙の期日を定めることは、選挙管理委員会の自由裁量に属するとされている。

加えて、公選法第 119 条第 2 項の規定により、都道府県の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長の選挙と、都道府県の議会の議員及び都道府県知事の選挙を同時に行うことができる。一方で、市町村の長の選挙と衆議院議員の総選挙を同日に執行することを禁止する規定はない。

市委員会が、令和 8 年 1 月 16 日に大阪市会議長の公選法第 111 条第 1 項第 4 号の規定による通知（以下「当該通知」という。）を受けたことにより、同法第 114 条の規定により同月 19 日に市委員会議にて本件選挙の期日を決定したこと、また当委員会が、同月 21 日に公選法第 119 条第 2 項の規定により大阪府知事選挙と本件選挙を同時に執行する旨決定し、同月 25 日に本件選挙の期日を告示したことは、当委員会に顕著な事実である。また、市委員会提出の弁明書並びに大阪市選挙管理委員会議事録及び議事資料（以下、「一件書類」という。）によれば、同月 19 日の市委員会議にて、本件選挙を衆院選及び大阪府知事選挙と同日に執行した場合に、ポスター掲示場の設置が告示日までに完了しないこと、投票所入場券の送付が期日前投票開始日までに完了しないこと及び各種準備作業完遂の困難性を懸念事項として挙げ、それぞれの対応策とそれに伴う更なる懸念事項を検討した上で、本件選挙を同年 3 月 1 日に執行した場合の投票率への影響や公選法上必要な人員・場所の確保、執行経費の増加や区役所の業務への影響を勘案し、本件選挙を衆院選及び大阪府知事選挙と同日に執行することを決定したことが認められる。この手続に瑕疵はなく、選挙の規定に違反する点は認められない。なお、同年 1 月 23 日に衆議院が解散し、同日に衆院選の期日が同年 2 月 8 日とされたことは、顕著な事実である。

審査申立人は、公選法に定めがないことから、本件選挙を衆院選と同日に執行できないと主張する。しかし、公選法上、市町村の長の選挙と衆議院議員の総選挙を同日に執行することを禁止する規定はない。また、本件選挙を衆院選と同日に執行したことにより、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めるべき事実はなく、審査申立人においても、具体的な事実を主張していない。したがって、当該通知を受領した日から 50 日以内に本件選挙の期日を定めた

以上、市委員会に選挙の規定に違反する点は認められない。

また、審査申立人は、本件異議申出において書類不備のために自己の立候補が適わなかったことを主張した上で、本件申立てにおいて本件選挙が市長の個人の都合によることに鑑み、市委員会が被選挙権者の立候補侵害を検討しなかったことが違法である旨主張する。この点について、市委員会提出の一件書類によれば、市委員会における議事に、立候補予定者の立候補準備への影響が懸念事項として挙げられていないことが認められる。しかし、市委員会が本件選挙の期日の告示日を含む日程を決定するにおいて、特定の者の立候補準備の進捗に配慮すべき公選法上の義務はない。また、審査申立人の立候補準備の進捗に配慮しなかったことにより、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めるべき事実はなく、審査申立人においても、具体的な事実を主張していない。したがって、当該通知を受領した日から 50 日以内に本件選挙の期日を定めた以上、市委員会に選挙の規定に違反する点は認められない。

加えて、審査申立人は、現職の市長でない候補者が当選した場合は統一地方選挙と同時とならず、結果として経済的な損失が発生する事が考慮されていないことが違法である旨主張する。しかし、公選法上、市委員会に本件選挙後将来執行する選挙において生ずべき事情をも勘案すべき義務はない。また将来執行する選挙において生ずる経済的な損失を考慮しないことにより、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めるべき事実はなく、審査申立人においても、具体的な事実を主張していない。したがって、当該通知を受領した日から 50 日以内に本件選挙の期日を定めた以上、市委員会に選挙の規定に違反する点は認められない。

以上のことから、審査申立人の主張は理由がない。

以上のとおり、審査申立人の主張は、いずれも理由を欠いており、選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和 8 年 7 月 24 日

大阪府選挙管理委員会
委員長 新田谷 修司

公選法第 203 条第 1 項の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。